

会 議 録

第 2 1 回定例会

開会 令和2年3月19日

教育委員会会議録

1 開 会 令和2年3月19日 午後1時30分

2 閉 会 令和2年3月19日 午後3時45分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委員	辻 貴博
委員	藤本 宗子
委員	小林 信行
委員	河口 雅子
委員	菊池 健次

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	東條 正芳
教 育 次 長	儀宝 修
教 育 次 長	竹内 敏
政 策 調 査 幹	溝杭 功祐
教 職 員 課 長	中野 敏章
学 校 教 育 課 長	小倉 基靖
学 力 向 上 推 進 幹	齋藤 大輔
人権教育課いじめ問題等対策室長	安西 政和
教 育 政 策 課 長	長町 哲治
教 育 政 策 課 副 課 長	中野 義英

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 2月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

〈質 疑〉

辻委員：新型コロナウイルスの状況について、今の段階では、学校はどのような状況か。

副教育長：今はまだ臨時休業中で、多くの学校で3月24日が終業日にあたり、その間は県内の公立学校については臨時休業で対応している。春休みの対応についても、文部科学省からは、国の専門家会議の意見として、新型コロナウイルス感染者は増加傾向にあるとして、警戒を緩めることはできないとされており、このことを踏まえて、春季休業期間に入っても当面の間、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症対策を行っていただくようお願いする旨の通知が発出されている。当面の対応としては、この趣旨を踏まえた、これまでと同程度の対応が必要であると考えている。

教育長：補足すると、本日、国のほうで専門家会議が開かれる。それに対応して、明日国の対策本部がもたれるということで、今日明日あたりの動向をしっかりと踏まえた上で、また県としても改めて通知をしていこうと考えている。また、4月以降についても国から何らかのコメントや指針が示されるものと考えているので、長期的なビジョンとしては現時点ではなかなかできない。一日一日が勝負ではあるが、少しでも余裕をもって学校のほうには連絡をしていけるようにしたい。幸いほとんどの学校で卒業式は滞りなく終わった。学校も地教委も感染対策については細心の注意を払っていただいた。高校入試でもコロナ関係の追試はなかったということで、26日に予定していた追検査は結果的にしなくてもよいということになったので安堵している。また、今後4月に向けて不安のないように、先を見越して、学校再開に向けた準備

をしていただけるようにしていきたい。

藤本委員：「新時代の学びを支えるICT環境整備事業」については、令和5年度までに義務教育の全生徒一人一人にパソコンを整備するということであるが、今回のように新型コロナウイルスによって学校に行けない、外にも出られないというようなことになると、まさにICTの活用というのが時を得ている。今後、どんどん進めていっていただきたい。また、学校と家庭とで活用できるようにも進めていただきたい。それと、香川県が携帯電話の使用時間を条例で定めた。議会でもスマートフォンについての質問があったが、香川県の情報を活かしながら、徳島でも何か取り組めることがあればお願いしたい。

副教育長：国のギガスクール構想を受けて徳島県でも予算化をして、義務教育段階の県立学校については県の予算という形で、まずはネットワークの整備、続いて一人1台パソコンを配付することとしている。どういう使い方をするかというのは、国の状況を見ながら検討していきたいと思う。携帯電話及びスマートフォンについてであるが、これも6ページの答弁のとおり、これまではスマートフォンについてはどちらかというと児童生徒が事件や犯罪に巻き込まれることがないようにという面での安全教室が主流で取り組みがされていたが、最近ではスマートフォンの普及に伴う健康被害についてのどのように対応していくかがクローズアップされてきている。そこで、健康被害、そして事件や事故の両面から防ぐために、保護者にもよく理解していただき取り組んでいただくことが大事である。そのためには専門的な知見をいただきながらその内容を検討していくということで、1月から事務局内に推進チームをつくり、検討準備を始めている。新年度には専門家の意見をいただく協議会を立ち上げて総合的な知見をいただきながら保護者の方にもわかりやすい説明ができ、家庭でも取り組んでいただけるような形での啓発資料の作成を進めていきたいと考えている。

教育長：ギガスクール構想は、学校における対策ということで家には持ち帰られない。しかし、おっしゃるとおり家庭との遠隔授業については国も今回のことで十分認識はしていると思う。そのあり方については国と一緒に将来的なものができればいいと我々も思っている。それについては今後の課題ということで国と一緒に考えていく。また、スマートフォンについては、スマートフォン等の適切な利用推進協議会を来年度早々に立ち上げることにしている。特に医療についての知見というのが大事だと思う。香川県では条例という形で決めたが、我々としてはやはり自分たちが自覚をもって、また、正しい医学的な知見をもって、自分たちで考えていくというのが本来のあるべき姿だと

思っている。そのへんをきっちりと聞いた上で来年度何らかの形で学校や地域の方々におろせるような成果を上げていきたいと思う。この協議会のほうでしっかり協議をしていきたい。

[議 事]

- 教育長 議案第91号、議案第92号、議案第95号及び協議事項1を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第87号 徳島県教育振興計画（第3期）の改善・見直しについて》

- 教育長 説明を求める。
- 政策調査幹 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：スポーツ王国とくしまづくりの部分であるが、プレイヤーズファーストという言葉を入れていただいている。この度の教育大綱ではプレイヤーズファーストとスポーツマンシップということを重点にあげていただいているので、どこかに入れることはできないか。

政策調査幹：検討させていただく。

河口委員：「徳島で教員になろう」という部分であるが、昨年度、各大学を回られて動画も作成して、かなり効果があったということで、目標値が上方修正されている。動画の内容も改善しながら、徳島でできるだけたくさんの方が教員を目指してほしいので、学生の興味を引くような徳島の魅力を盛り込んでもらいたい。回数はもちろんであるが、内容もさらに充実させてもらいたい。

教育長：動画については予算の都合もあり、作り直しということは難しい。

河口委員：登場人物を変えるというのは難しいのか。

教育長：それについても予算の都合で難しい。

河口委員：他県では倍率が下がっていることもあり、非常に力を入れている。

教育長：動画の活用の仕方も含めて、別の媒体を使ったり、プラスアルファで魅力を伝えていけるよう努めていきたい。

河口委員：今後の徳島の教育を支えていただかなければいけないので、しっかり検討してもらいたい。

副教育長：教員のやりがいのような部分を前面に打ち出すなど、しっかり検討したい。大学などを回るときに、動画をどう活用していくかを考えなければいけない。

河口委員：リーダー養成について、管理職の登用試験においても義務教育は倍率が下がっている。30代後半から40代のリーダーの養成は非常に大切である。

竹内教育次長：40代の教員が非常に少ないので、教頭の任用など、倍率は下がっている。30代はたくさん採用しているので増えているが、本年度から主幹教諭の任用審査を新たに設けている。これまでは教頭試験を受けた人の中から任用していたが、35歳から40歳前半の人たちをターゲットに新たに、主幹教諭だけの任用審査を実施した。次の世代のリーダーをそこに集めてもらいたいということで、校長にお願いしたところ、非常に倍率が高くなった。10名のところ、49名の志願があり、結果、10数名を任用した。来年度から、鳴門教育大学のアライアンスセンターを使って、2年間、しっかりとリーダー研修を行うこととしている。この制度をしっかりと活用してまいりたい。

辻委員：実績を見ても、全般的によく努力をされていると思う。課題をあげるなら、スポーツの成績と進学である。そこを強化していくロードマップが必要ではないか。京大・東大の入学者とあるが、目標が40人で入学しているのが17人となっている。国体の順位も30位台が目標で47位となっている。すぐには難しいかもしれないが。

教育長：絵に描いた餅ではなく、しっかりとロードマップを示すことができるよう、検討してまいりたい。

藤本委員：全般的によく成果をあげられている。目標も上へ上へと修正されているが、あまり増やしすぎると現場の先生方や子供の負担も増えてしまうのではないかと思うくらいである。全国屈指の光ブロードバンドを活用した教育があるので、家庭と学校、学校と学校を結ぶ遠隔教育を充実してほしい。今回のコロナウイルスのこともあるので、将来を見据えたときに、遠隔教育の仕組みを整備しておくことが必要ではないか。「とくしま科学技術アカデミー」創設とあるが、国際科学オリンピックに出場できるように、研究を深めていくということか。

教育長：県内の大学と連携して、子供たちの理系教科についての能力を伸ばしていく試みである。毎年、受講希望者も多いようであり、県教委も指導主事等を派遣している。理系教科はこれから大切であると言われるので、今後もしっかり

りと取り組んでまいりたい。

菊池委員：今回の新型コロナウイルスの件でマスクが足りないのに、女子中学生が家族といっしょに600枚のマスクを作ったというニュースがあった。防災に関してはしっかり取り組んでいただいているが、緊急時に学校生活の中で瞬時に対応できるような環境が必要ではないか。

竹内教育次長：持っていたマスクは全部使い切ってしまった子供も多いため、自作ができるようにということで、家庭科の先生が、簡単なマスクの作り方を子供たちに教えているところもある。

教育長：指導主事が学校での取組として、マスクの作り方の動画を作成している。できるだけ早い時期にホームページ等で公開したいと考えている。緊急時になかなか手に入らないようなものを自分たちで何とかしていくという視点は非常に大切である。

河口委員：地域でマスクを作っているところもある。コミュニティ・スクールの推進が項目にもあるが、こういったところもその中で取り組んでいけないのか。学習だけではなく、生活も含めた部分でも活用していい。

教育長：防災もコミュニティ・スクールの大事な要素である。

教育長：修正は、事務局に一任いただいてよろしいか。

各委員：異議なし。

教育長 議案第87号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第87号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第88号 徳島県農工商教育活性化・魅力化方針の策定について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：25ページの城西高校農業科の農場収入額というのは、売上げなのか。利益なのか。

教育創生課長：これは収入とあるので売上げである。

小林委員：その収入は農場を運営していくのに循環していくのか。拡大投資していくのか。

教育創生課長：学校の農場運営に還元している。

小林委員：10ページの徳島大学生物資源産業学部の推薦入試Ⅰについては、今回は8人が受けて3人が合格したということか。

教育創生課長：一般枠は県外，地域枠は県内からの受験者対象の枠である。地域枠では，今年度，5人の生徒が受験し，3人が合格したということである。

小林委員：2人は学力不足で合格できなかったということか。4人までとっていただけないのか。

教育長：一般の推薦入試と同じように，口頭試問や面接等で選考され，教授会での審議により合格者が決定される。他の大学では受験者が1人であっても不合格になった例もある。

小林委員：8人の募集定員で，例えば20人が受験するというのもあるのか。

教育創生課長：可能性としてはあり得るが，農業・工業・商業・水産・総合学科が対象であることから，そこまでの受験希望者はいないと思われる。

藤本委員：16ページに農業には林業を含むとあるが，どういうことか。

教育創生課長：高校の教科においては，林業は農業に含まれており，カテゴリー上は那賀高校の森林クリエイト科も農業科になる。1次産業という観点から農業と親和性が高く，テーマのひとつである6次産業化という観点からも，農業産品と同じように，工業科，商業科との協力をもって木材の付加価値を上げていきたいと考えており，農林水産業という枠に入れさせていただいている。

河口委員：素案の段階ではなかった第6章の作成については，大変な作業であったのではないかと思う。現在も各高校でいろいろなことをされており，今後5年間の計画を立てられているので，これらを実践しながら，農工商教育に目が向けられるように，さらに魅力を発信していただきたい。また，様々な取組をただするだけでなく，高校生自身がなぜこれをするのかという意識化も図りながら取り組むと，意識が高くなり，意欲が増していくのではないかと思うので，是非頑張ってください。

教育長 議案第88号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第88号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第93号 徳島県学校運営協議会規則の制定について》

教育長 説明を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：学校評議員制度はなくなるのか。

学校教育課長：学校評議員制度と学校運営協議会制度は別物である。学校評議員制度は「学校教育法施行規則」によるものであり、学校運営協議会制度は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によるものである。学校学校運営協議会に一本化することは可能であるが、学校の判断で、2つを併設することも可能である。教育委員会としては、学校業務のスリム化の観点から、コミュニティ・スクールを導入する学校に対して、学校運営協議会に一本化することが可能であるという説明をしていく予定である。

藤本委員：県立学校とは校種でいうと高校のことか。

学校教育課長：県立高校，特別支援学校，県立中学校のことである。コミュニティ・スクールは設置者である教育委員会がつくることになっているため，一般的な幼・小・中の場合は所管する市町村教育委員会が規則を作成することになる。

菊池委員：説明資料の2（3）に「意見を述べることができる」とあるが，どのような流れになるのか。

学校教育課長：運用については法律上決まっているものではないが，基本的には学校運営協議会の意見を踏まえて学校運営を行うということになる。学校行事や教育課程などについては，それらの意見を踏まえて学校長が学校運営を行っていくことになり，学校職員の人事については，教育委員会がコミュニティ・スクールでの意見を踏まえて判断し，学校運営のサポートを進めていくことが重要である。

教育長：様々な意見があり，全ての意見がかなう訳ではないが，できるだけ反映させていこうということである。

教育長 議案第93号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第93号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第94号 徳島県幼児教育振興アクションプランⅢの策定について》

教育長 説明を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

辻委員：家庭の役割が大事であるので、是非とも家庭教育力の向上をお願いしたい。

学校教育課長：家庭教育がまずは第一であって、幼稚園では、家庭と連携をしながら教育を進める。例えば、幼稚園では登園時には家庭ではどのような様子であったかを聞き取り、また、降園時には一日の教育時間の中で、どのような活動や関わりがあったかを保護者に伝え、保護者が家庭でもそのようなことを知った上で家庭教育を行っていくというようなことが行われており、家庭教育との連携を進めているところである。それも含めて基本方針5で家庭との連携を示している。しっかりと進めていきたい。

河口委員：幼稚園等の現場の職員の構成年齢のいびつさがある状態である。このようなアクションプランの内容をしっかりと現場に行き届くようにして欲しい。また、アドバイザーの派遣も実施していると聞いている。アドバイザーの方もアクションプランⅢについて周知するなどして、しっかりと広めて活用して欲しい。

学校教育課長：今回のアクションプランⅢについては、県教委が実施する新規採用教諭研修等でも内容の説明を行うことで周知を図るようにする。策定検討会議には資料の策定検討会議委員一覧にもあるように、県内の幼児教育に関係する幅広い委員により構成され検討された。周知に関してもこれらの各団体等や、保育・幼児教育アドバイザーへの説明研修も含め、県内の幼児教育関係者に周知・活用・指導ができるようにしていく。

藤本委員：実施期間が令和2年度からおおむね5年間となっているが、あえておおむねとつけている理由は。

学校教育課長：あえておおむねとしている。アクションプランⅡからは、5年を経ているがその間、幼稚園教育要領の改訂や昨年10月の幼児教育の無償化がスタートしている。幼児教育を取り巻く状況や国の動向などに合わせて柔軟に対応することが必要になってくることを想定しておおむねとした。

藤本委員：基本方針1の質の高い幼児教育の提供ができるように支えること、また基本方針4の重点項目(3)の切れ目ない支援体制の構築が示されていると

ころが素晴らしいと思う。また、基本方針1にある、保育・幼児教育センターが学校教育課内に設置されているということだが、どのような機能があるか。

学校教育課長：保育・幼児教育センターは、施設としてではなく機能的な部分を学校教育課内に置く形をとっている。先程も話にあがった保育・幼児教育アドバイザーの委嘱や現場からの依頼内容とアドバイザーとのマッチングや派遣手続きなどを行っている。

教育長：徳島県は幼児教育に関する体制としては、しっかりできている。

藤本委員：預かり保育や延長保育の充実とあり、保護者は非常に助かっていると思う。働き方改革の観点からも保育者側への支援なども進めていく必要があると考える。

河口委員：現場では、交代制やシフトを組むなどして対応していると聞いている。

学校教育課長：各施設で交代制やシフトを組むなどして勤務体制を整えている現場も多い。保育者の負担軽減も含め、今後、園長会等の場でもこのような課題について考える機会をもつようにしていく。

河口委員：アドバイザー派遣について、現場からありがたいとの声も聞こえてくる。今後も是非、継続・充実させていただきたい。

辻委員：幼稚園、保育所、認定こども園は、所轄するところが違うが、研修等の実施が難しいのかと考えていたが、これらを実施しているのが保育・幼児教育センターということなのか。

学校教育課長：保育所や認定こども園は県民環境部次世代育成・青少年課、私立幼稚園は経営戦略部総務課が担当している。幼児教育にかかわる部分に関しては、各課の課長も含め相談し連携を取りながら進めている。子ども子育て支援法にかかる予算等の面に関しては、次世代育成・青少年課が、県教委が実施する各種研修については、幼稚園、保育所、認定こども園の先生が参加できるようにしており、ともに学べる機会を確保している。また、アドバイザー派遣は、保育所、認定こども園等からの依頼にも対応できるようにしており、保育・幼児教育センターがそれらを担っている。徳島で生まれ育つ子どもたちを支えるために各課が連携しながら進めていっている。

教育長	議案第94号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員	異議なし。
教育長	議案第94号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 NEO徳島トップスポーツ校強化事業の 카테고리について》

教育長 報告を求める。
体育学校安全課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし

《議案第89号 徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の制定について》

教育長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

教育長 議案第89号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第89号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第90号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の制定について》

教育長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：先日、議会で条例改正をお願いし、上限時間等は教育委員会規則で定めると
いう形で提示させてもらった。今回、県立学校についてはこのように定め、
市町村教育委員会にも参考にしてもらい、それぞれの教育委員会においても
規則を制定してもらうことになる。

教職員課長：国の方からも規則のモデル的なものが出されており、各県がそれを基準にして制定することになっている。

藤本委員：1ヶ月について45時間であれば12ヶ月で540時間になるが、1年について360時間というのはどういう計算か。

教職員課長：1ヶ月あたり45時間という状況がずっと続くと、非常に負担が大きいものになるので、1年単位ではもっと押さえた時間としている。360時間を12ヶ月で割ると30時間になるので、45時間になる月があれば、翌月は20時間とかになるものだと考える。

教育長：上限が45時間であるということ。また、長期休業はできるだけ休んでもらうことも必要だと考える。

辻委員：一般の会社でいう残業時間ということか。

教職員課長：一般的な業種であれば、超過勤務については命令によってなされるものであるが、教員の場合は必ずしも校長の命令によらない、通常の勤務時間以外の勤務が生じる。それで、命令によらずとも教育活動を行っている時間を含めて在校等時間として設定し、その時間から通常の7時間45分を引いた時間を超過時間として、この上限の対象としている。

教育長：その分を教職調整額として、給料の4%の分で勤務することになっている。ただ、4%といいながら、超過勤務が長時間に及んでいることはおかしい状況である。そのような中、上限の設定が必要になってきた。

藤本委員：残業代として4%もらえるということか。

教育長：これは全ての教員に対して、給与に含んで支給されるものである。一般職の公務員よりもその分多くなっている。

教職員課長：この4%の教職調整額が定められた昭和45年から46年当時は、超過勤務が今よりもはるかに少ない状況であった。それをベースに定めた額で、現在に至っている状況である。

教育長：教員は子どものためということになれば一生懸命やろうとする。それをやめるのは難しいところがある。このような規則を定めて、本当にこれが守られるような環境にしていかなければならないが、そこは非常にハードルが高い。このような規則を制定することは、社会的にも求められており、必要なことであるが、今度はそこに向けての取組をすることが大切である。

教育長 議案第90号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第90号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項 2 令和 3 年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱について》

教育長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：変更の 1 つめとして、障がい者選考の採用予定数を別枠で設定し、積極的に採用することとした。障がい者雇用についてはまだまだ目標値に到達していないので、しっかりと取り組みたい。もちろん、教員として適格であるかどうかについてはしっかりと選考していきたい。2 つめとして、昨今の流れを受け、今回から配点を公表することとした。

藤本委員：本県で教員経験を有する者についての 1 次審査免除はよいことだと思う。

教育長 協議事項 2 を議案第 9 7 号として付議してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 9 7 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 9 7 号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《議案第 9 1 号 公文書非公開決定に対する審査請求事案の徳島県情報公開審査会への諮問について》

《議案第 9 2 号 令和元年度徳島県藍青賞（特例対象期間）の受賞者について》

《議案第 9 5 号 徳島県いじめ問題等対策審議会委員の任命について》

《協議事項 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 3 条第 3 項の規定に基づく協議について（回答）》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後 3 時 1 0 分